

将来の環境の状況の推定に当たって、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

〔解説〕

予測に当たっては、予測の対象となる時期に合わせて「将来の環境の状態（バックグラウンド）」を設定することになる。このバックグラウンドの設定如何により、予測の結果は大きく異なるおそれもあることから、これに関する基本的な考え方を示したものである。

バックグラウンドは、環境影響評価を実施する対象事業以外の事業活動等を見込んで設定することを基本に、現在の科学的水準、情報の入手可能性等の合理的な理由により将来の環境の状態を推定することが困難な場合には「現在の環境の状態」を用いることができることとしている。ただし、このような場合であっても、将来の環境が改善傾向にあるのか、悪化傾向にあるのかといった、定性的な動向の把握は行うことが望ましい。

バックグラウンドの設定に当たって必要な情報、例えば、事業者以外の事業活動等の動向やそれらに関する環境影響評価において用いられたバックグラウンド値等の情報については、県又は関係する市町村が保有していることが想定されることから、その提供に対して協力を求めた上でバックグラウンドを設定するよう努めることとしている。当然、県又は関係する市町村から公開できない情報や保有していない情報までも入手することを求めるものではないことは明らかである。

なお、事業者以外の国等が計画している環境保全措置等（例えば、下水道の整備や各種の規制等）の効果をバックグラウンド設定に見込む場合には、効果を見込むことの妥当性を判断できるよう、その施策の内容、目標年度などを明らかにできるよう整理するなど、予測の前提として用いるという責任の範囲において当該環境保全措置等の内容を「予測の前提条件の明確化」の趣旨に沿って整理することが必要である。

5 第1項の規定による予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

〔解説〕

科学的知見の限界に伴い、「予測の不確実性」は常に存在するものと考えられる。ここでは、環境影響評価の結果を受けて、適切な環境保全措置の検討につなげていくために「不確実性の程度及びそれに伴う環境への影響の重大性」を整理することを求めるもので、予測の精度が低いことをもって不十分な環境影響評価であるとするためではない。予測の不確実性を客観的に整理する過程において、感度分析、他

の予測手法を併用して評価、事後調査を含む環境保全措置の検討等が行われ、より良い環境配慮につながることを期待するものである。なお、仮に定量的に手法が十分に確立していない場合であっても、定量的な予測を安易に回避するのではなく、この予測の不確実性を整理した上で、定量的な予測に努めるような配慮が必要である。

〔予測の不確実性の要因〕

- 科学的知見が少ない。
- 調査資料が十分でない。

〔予測条件の不確実性の要因〕

- 予測手法の不確実性
 - ・予測手法が学術的にも十分な確実性がない場合（研究段階、適用事例が少ないなど）
- 予測条件の不確実性
 - ・予測条件とした調査の結果が、学術的にも十分な確実性がない場合（研究段階、適用事例が少ないなど）
 - ・予測条件とした気象、水象などの調査が十分でない場合
 - ・予測の前提とした社会的条件が現に想定のように進展していない場合（下水道整備の進捗、道路計画の進捗、土地利用の状況などの変化）
- 環境保全措置の不確実性
 - ・適用事例の少ない環境保全措置
 - ・環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合

（環境影響評価の評価の手法）

第12条 対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 調査及び予測の結果並びに第14条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。

〔解説〕

環境影響評価の手法の選定に当たっての留意事項として、対象事業の実施による影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかを評価する手法によることを明示したものである。

評価は、調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合はその結果を踏まえ、対象事業の実施による影響が回避され、又は低減されているかを事業者の見解として示すことにより行うことになる。

「実行可能な範囲内」とは、①技術的に実行可能であること、②事業目的に照ら